明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○平成二十四年総務省告示第四百七十三号の一部を訂正する件（総務四〇八）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同四〇九）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四一〇）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同四一一）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四一二）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四一三）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので公表する件（同四一四）　一二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三四四～三五一）　一二
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三五二～三五四）　一八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三五五～三五七）　一九

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六